平成２７年（フ）第９８６７号
東京都港区白金３丁目７―18―106
破産者　大西　一寛
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９５９号
東京都台東区下谷３丁目17番12号　下谷サニーハイツ301、開始決定書上の住所東京都台東区下谷３丁目17番12号　下谷サニーハイツ２階
破産者　医療法人社団兼愛会
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９３号
神奈川県小田原市荻窪298番地２
破産者　湘南テックヒューマン株式会社
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２３０号
静岡市駿河区馬渕１丁目８番15号
破産者　株式会社ケープコーポレーション
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５２６号
静岡市清水区山原180番地の45
破産者　株式会社ＴＯＰ　Ｊ
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２０８号
大阪市東成区東今里２丁目９番13号
破産者　株式会社工藤証券印刷所
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６７４号
大阪市生野区生野東３丁目９番21号
破産者　鈴木精機金型株式会社
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１５９号
大阪市東住吉区西今川２丁目16番２号
破産者　株式会社ネオスコーレ
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４１５号
大阪市平野区喜連西１丁目12番21号
破産者　有限会社西田
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４５７号
大阪市淀川区三津屋北２丁目21番31号
破産者　有限会社アールアンドイー
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６６６号
大阪市福島区大開２丁目４番22号
破産者　岡田食品工業株式会社
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７０５号
大阪市旭区太子橋１丁目２番24号
破産者　有限会社シンテック
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７８８号
大阪府大東市朋来２丁目５番11号
破産者　Ｐｏｗｅｒ　Ｂｅａｔ　Ｃｒｅａｔｉｖｅ株式会社
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２号
大阪府藤井寺市梅が園町20番10号、商業登記簿上の本店所在地大阪市平野区平野宮町１丁目４番29号
破産者　株式会社かまくら工芸
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２７３号
盛岡市上太田松ノ木７番地２
破産者　太田運輸株式会社
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第７８９３号
東京都台東区小島２丁目13番３号
破産者　株式会社プラウド
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８９４号
東京都品川区東大井３丁目16―３―405
破産者　澤井　博文
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４号
東京都町田市根岸２丁目26番地12
破産者　及川　皓太
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０７３号
東京都八王子市大和田７丁目３番11号
破産者　株式会社トーテック
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０７４号
東京都八王子市長房町1037番地パストラル弐番館102号
破産者　金子　昌一
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０７５号
東京都八王子市長房町1037番地パストラル弐番館102号
破産者　金子　武子
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部